

平成 30 年度第 2 回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 平成 31 年 1 月 31 日 (木) 午後 2 時～午後 3 時

開催場所 善通寺市役所 3 階 大会議室

出席委員 松前 美津枝 坂本 光男 藤田 諭史
藤澤 孝男 杉本 多加誌 香川 宗寛
高畑 光宏 吉井 咲 大西 稔

事務局 保健福祉部長 岸上 博
市民生活部長 加藤 光宏
保健課長 坂本 修治
税務課長 光家 利春
保健課課長補佐 北谷 真有美
保健課係長 小河 啓二
税務課主事 中塚 貴則
保健課主事 山下 直記

議事 (1) 諮問事項

善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正 (案) について

(2) その他

広域化の現状について

議事録

(事務局)

これより平成 30 年度第 2 回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

日ごろは、市の国保事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきありがとうございます。

私は、保健課長の坂本です。よろしくお願いいたします。

本日の議題といたしましては、諮問案件として、善通寺市国民健康保険税の課税限度額改正 (案) について御審議いただきたく存じます。

また、その他として、広域化の現状について御説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、本協議会開催に当たり、高畑会長から御挨拶をお願いします。

(会長)

本運営協議会の会長の高畑です。

本日は、平成 30 年度第 2 回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様にはお忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。

今回は、国民健康保険税の賦課限度額改正についての諮問があり、本審議会に意見を求められているところでございます。

その他、事務局から国保の広域化の現状についての説明もありますので、皆様には忌憚のない御発言をお願いし、協議会としての意見を取りまとめたいと思いますので、御協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、本来なら、市長がまいりまして御挨拶を申し上げるところですが、あいにく公務のため、保健福祉部長が御挨拶を申し上げます。

(保健福祉部長)

保健福祉部長の岸上です。本日は、本年度第 2 回目の国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、公私御多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃は本市の国民健康保険事業に対し格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険は、昨年 4 月から県が財政運営の主体となる広域化となりました。おかげをもちまして、本市においては特に問題なく運営しているところです。広域化に際し、いろいろと御意見を賜りましたことには改めて御礼申し上げます。

さて、昨年 12 月 21 日に平成 31 年度税制改正が閣議決定され、国民健康保険は今後とも高齢化等による医療費の増加が見込まれることから、負担感が重いといわれる中間所得層の負担をできる限り緩和する狙いで、国民健康保険税の賦課限度額の引上げが示されました。

実際の限度額は、国が政令で規定する金額を上限として、国保税の賦課・徴収主体である市町村がそれぞれ条例で定めることとなっておりますので、委員の皆さまに御審議をいただき答申をいただきたいと思います。また、併せて軽減判定所得の基準額引上げについても御審議をお願いしたいと存じます。

最後になりましたが、本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方の御指導と御助言をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

(事務局)

本日の会議につきましては、運営協議会委員 9 名全員御出席いただいておりますので、善通寺市国民健康保険運営協議会規則第 7 条により有効に成立していることを御報

告いたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第1項の規定により会長にお願いします。

(会長)

それでは、これより会議を始めます。

まず、本日の会議録の署名委員を指名します。本日の会議の署名委員につきましては、松前委員と藤澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

まず、諮問事項の善通寺市国民健康保険税の課税限度額改正(案)について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

税務課より諮問事項の賦課限度額の改正を含めまして、平成31年度税制改正について御説明いたします。

1ページを御覧ください。平成30年12月21日に政府によって閣議決定された平成31年度税制改正のうち国民健康保険税の改正内容を抜粋したものです。この改正内容については、平成31年4月1日に施行される予定です。改正内容は大きく分けて2点あり、まず第1点目は今回諮問させていただきます賦課限度額の引き上げです。第2点目は低所得者にかかる保険税の軽減対象者の拡大についてです。

まず、諮問事項であります賦課限度額の引き上げについて御説明いたします。2ページを御覧ください。賦課限度額というのは、税額計算の結果一定額以上となる場合、その税額で据え置く額のことをいいます。これは限度額を引き上げることにより、今後の税制改正の際、中間所得層の被保険者に配慮した見直しが可能になることや、全国のレベルで基礎課税等の均衡を図るため実施されるものです。内容といたしましては、基礎課税の限度額が、58万円から61万円に引き上げられます。4ページを御覧ください。参考資料として現在の県内自治体の税率及び賦課限度額を記載しております。現在本市を含め、県内8市9町全ての団体において、国の政令に基づく賦課限度額を適用しています。来年度におきましても、賦課限度額については国の要請のとおり引き上げるものと考えております。

この改正につきましては、一部の被保険者にさらなる負担をお願いするものではありませんが、国保税収確保のため、平成31年度におきましても限度額引き上げのための条例改正を行いたいものでありまして、本協議会の御意見を伺いたく諮問をさせていただきます。

2ページの下段を御覧ください。この改正による影響といたしましては、60世帯が対象となり、175万円程度の調定額の増額を見込んでいます。

次に3ページを御覧ください。軽減対象者の拡大についてですが、これは諮問事項ではありませんが、賦課限度額の引き上げにあわせて行うものです。低所得者にかかる保険税の軽減対象の拡大について、徴税法施行令の改正により5割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗じる額が27万5千円から28万円、2割軽減の所得判定の際には50

万円から 51 万円に引き上げられる予定となっております。改正後の判定所得を適用した場合を試算したところ、新たに 35 人 21 世帯が軽減対象となり、調定額は約 84 万円程度の減額となる見込みです。この税の軽減については、ある一定の所得のある世帯においては、均等割と平等割については、2 割や 5 割を軽減する制度であり、税額が安くなります。なお、この軽減判定所得の改正については、納税者優位となる改正であることから例年専決処分では条例改正を行い、その後協議会で報告をさせていただいております。

以上で税務課からの説明を終わります。御審議のほど、お願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが質疑をお受けしたいと思います。

(質疑なし)

ないようですので、質疑を終結したいと思います。

運営協議会としては、この諮問事項について答申をするわけですが、改正について異議や反対意見がないようですので、改正については「適正」とすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、答申書の内容ですが、「適正」の内容で作成することとし、作成は会長の私に一任していただけますでしょうか。

(異議なし)

答申書ができましたら、後日、委員の皆様へ郵送しますので御確認ください。

それでは続きまして、広域化の現状について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回の制度の大幅な改正より、香川県は市町が納めた納付金をもとに運営することになりました。納付金の財源となる保険料の算定にあたり、その算定方式や税率、その他課税限度額の改正や軽減の対象となる所得基準の変更がたびたび行われてきました。

本市においても広域化になるにあたり、その算定方式の見直しや税率の設定等、委員の皆様には広域化に向け、適正な税率の設定に関し御意見を頂戴したところでございますが、順調なスタートを切れることができました。これも委員の皆様の積極的な御意見によるものと、国保に関する関心の高さのあらわれであると、改めまして御礼申し上げます。

また、香川県においても、事業主体である県と市町で構成する香川県市町国保広域化等連携会議を開催し、市町の意見をもとに、県の国保事業の運営方針を運営協議会に諮ることとしております。

この度、平成 31 年度国保事業納付金額の算定にかかる国からの係数をもとに、各自自治体の納付金額が示されるとともに、平成 30 年度の医療費の状況や被保険者の推移と平成 31 年度の推計の概要の報告がございましたので、保健課からは、香川県市町国保

広域化等連携会議で香川県から報告された県内の状況をまじえて、広域化の現状について御報告いたします。

市町が県に納める国保事業費納付金額の算定には、各自治体の1人当たりの平均医療費と1人当たりの平均所得状況が反映されます。8ページをご覧ください。平成31年度の納付金算定にあたり示された、所得水準と医療費水準の相関図をグラフ化しております。グラフの横軸は右に行くほど医療費水準が高く、縦軸は上に行くほど所得水準が高く、真ん中の縦横の線は県平均を示しております。本市の医療費水準は県内でも高く17保険者のうち5番目で、県平均より0.02ポイント高い状況です。一方、1人当たりの平均所得は12番目の水準と低く、県平均を約2万円下回っております。9ページには、平成30年度の納付金算定の際の医療費指数と、1人当たり平均所得を記載しております。平成30年度と平成31年度を比較しますと、医療費指数は低くなっており、1人当たりの所得水準は、県平均には至っておりませんが約2千円増加しております。

資料10ページをご覧ください。香川縣市町国保広域化等連携会議において、県が算定した平成31年度国保事業納付金額の内容が示されました。平成31年度香川県の国民健康保険事業費納付金の総額が285億4,500万円余で、上段の表には平成31年度と平成30年度の医療、後期、介護の総額と1人当たりの納付金を記載しております。

11ページには、被保険者の直近の伸び率を反映し、推計結果を記載しております。推計によると、団塊の世代1947年から1949年生まれが、平成29年度から70歳に移行していることから、被保険者数全体は減少しておりますが、70歳以上の割合は高くなっています。

平成31年度における一般被保険者の年度平均は20万3,105人と推計、平成30年度と比べ約4千人の減少と見込んでいます。1人当たりの医療費は全体で45万6,679円と推計しており、平成30年度44万531円と比べ、約1万6千円の増で、70歳以上の被保険者の増加が要因と考えられております。12ページの上段には、診療費総額と一部負担金を除く保険給付費を記載しております。

以上の推計から、全体では平成31年度の診療費の総額が927億5,381万円余となり、平成30年度と比較して13億937万円余の増と推計しております。

平成31年度の本市の納付金は、総額9億7,745万円余で、平成30年度と比較して3,865万円余の増となっております。

以上簡単でございますが、国民健康保険の広域化の概要と、香川縣市町国保広域化等連携会議での情報の提供及び説明とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

善通寺市は、所得水準は低いが医療費が高いということですが、診療熱心な病院がたくさんあることや、治療に熱心な市民が多いと捉えられるのではないかと思います。

医療費削減には、やはり従来どおり保健課が取り組んでいる保健事業、疾病予防等、市民への啓蒙活動をして、努力していくしかないと感じました。

(会長)

貴重な御意見をありがとうございました。今の御意見に対して事務局から何かありますか。

(事務局)

医療費は、健診で見つかった疾病を治療することで上がることもあるかと思います。広域化になり、所得水準や医療費水準が資料として出てくるようになり、本市といたしましても、それを踏まえて医療費の削減に取り組んでいきたいと思っています。

(会長)

他に御意見等はございませんか。

(質疑なし)

これで議事は終了しましたが、他に全体を通して何か御意見、御質問はありますか。

(委員)

市民体育館にパワーリハビリの設備が揃っていると思いますが、その活用方法についてお伺いします。

(事務局)

体育館のトレーニングルームを利用する方に自由に使用していただいております、普段の管理は市民体育館で行い、点検、修繕については保健課で行っています。

(委員)

パワーリハビリの設備は総合会館にもありますが、体育館であれば、周辺をウォーキングしている方もいるので使いやすいと思います。パワーリハビリはウエイトトレーニングとは違い、適切に指導する方がいれば、もともと体の持っている力をバランスよく回復させる効果が高く、健康増進につながると思いますので、広く周知をしていただければ良いと思います。

(事務局)

市民体育館のトレーニングルーム利用者が使用できる状況ではありますが、保健課の事業であります健康運動大学でも適切に使用して健康増進につなげたいと思います。

(会長)

他に御意見、御質問がございましたらお願いします。

(委員)

健康フェスタ等で、まんのう、琴平、高松、綾歌等でお薬相談会に来てくださいますようお願いをすることがあるのですが、善通寺ではそういう健康づくり事業はないのですか。そういう機会を作って、現場で健康器具の紹介するようなことをしてはいかがでしょうか。

(事務局)

かつてはヘルスパイオニアタウン支援事業という補助事業があり、善通寺市でも市をあげて健康づくりに関する行事を市民体育館で開催しておりましたが、現在は補助がなくなり、市単独で行うこととなっております。

現在は、県が行っております健康ポイント事業に取り組んでおり、公民館やボランティア公園等、身近にある運動器具を広報等で周知をして、健康ポイント事業にも参加していただけるよう周知をしております。

(会長)

ありがとうございました。他に御質問等ございませんか。

ないようですので、本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項等がありますか。

(事務局)

本年度の運営協議会について開催の予定はございません。来年度の開催日程は事前に調整させていただきますので、御出席についてよろしくお願いいたします。

(会長)

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終わります。ありがとうございました。